

障がい福祉計画：国の基本指針の見直しポイントまとめ

1. 地域における生活の維持及び継続の推進

- 地域生活支援拠点等の整備を一層進める。
- 基幹相談支援センターの有効活用や設置を促進する。

2. 精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築

- 精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築を目指すことを政策理念として明確にする。

3. 就労定着に向けた支援

- 就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービス(就労定着支援)が創設されることを踏まえ、職場定着率を成果目標に追加する。

4. 障がい児のサービス提供体制の計画的な構築

- 児童発達支援センターを中心とした地域支援体制を構築する。
- ライフステージに応じた切れ目の無い支援と保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等と連携した支援を提供する体制の構築を図る。
- 医療的ケア児支援のための保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関の協議の場の設置について盛り込む。

5. 「地域共生社会」の実現に向けた取組

- 高齢者、障がい者、児童等の福祉サービスについて、相互に又は一体的に利用しやすくなる仕組みを作っていく方向性を盛り込む。
- 住民団体等によるインフォーマル活動への支援等、地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みを作っていく方向性を盛り込む。

都道府県及び指定都市において設置可能

6. 発達障がい者支援の一層の充実

- 地域の実情に応じた体制整備を計画的に図るため、発達障害者支援地域協議会設置の重要性を盛り込む。
- 可能な限り身近な場所において必要な支援を受けられるよう適切な配慮をすることの重要性を盛り込む。

7. その他の見直しとその詳細（一部抜粋）

◎障がいを理由とする差別の解消の推進

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（通称：障害者差別解消法。平成28年4月施行）を踏まえ、障がいを理由とする差別の解消に向けて、日常生活や社会生活における障がい者の活動を制限し、社会参加を制約している社会的障壁を取り除くことの重要性等について明記。

◎障がい者虐待の防止、養護者に対する支援

障がい者虐待の防止対策の推進を図る観点から、都道府県及び市町村において、相談支援専門員やサービス管理責任者等に対し、常日頃から虐待防止に関する高い意識を持ち、障がい者等及び養護者の支援に当たるとともに、虐待の早期発見と通報を行うことを求めること等について定める。

障害者総合支援法の対象となる疾病が358疾病に拡大（H29年4月施行）

◎難病患者への一層の周知

都道府県や難病相談支援センター等において、それぞれの業務を通じて難病患者本人に対して必要な情報提供を行うこと等により、難病患者の障がい福祉サービス等の活用が促されるようにすること等について定める。

◎意思決定支援及び成年後見制度の利用促進の在り方

H29年度以降に市町村において作成に努めることとされている市町村成年後見制度利用促進基本計画との整合性が保たれるようにすることが望ましい旨の記載。

◎利用者の安全確保に向けた取組や利用者や事業所における研修等の充実

障がい福祉サービス事業所等において、平常時からの地域住民や関係機関との緊密な関係性の構築等を通じ、利用者の安全確保に向けた取組を進めることや、権利擁護の視点を含めた職員への研修を充実することの必要性等について定める。

◎情報公表制度による質の向上

改正法により障がい福祉サービス等の情報公表制度が創設されることを踏まえ、都道府県において、事業者に対して当該制度の周知を図るとともに、利活用しやすい仕組み作りや普及及び啓発に向けた取組を実施すること等について定める。

◎障がい福祉人材の確保

都道府県において、障がい者等の特性に応じた支援を提供可能な人材を確保できるよう、サービス管理責任者養成研修等の各種研修を十分に実施すること等について定める。

◎障がい者の芸術文化活動支援

障がい者の社会参加を促進する観点から、都道府県や市町村において、国との連携を図りながら、障がい者の文化芸術活動の振興を図ること等について定める。

障がい児福祉計画の策定について

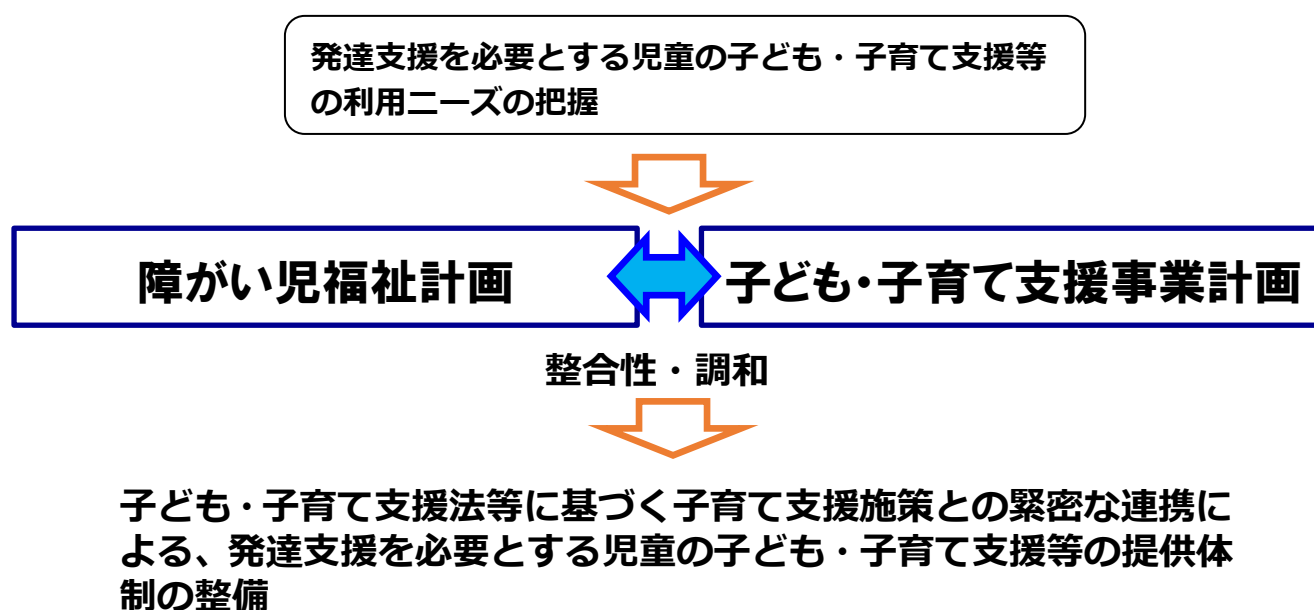
障がい児福祉計画は、ライフステージに応じた切れ目のない支援と保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等と連携した支援などを見すえて、障がい児支援の提供体制を計画的に確保することを目的としており、児童発達支援センターを中心とした地域支援体制の構築や、次の項目について記載します。

障がい児福祉計画と基本指針の基本的な構造

区分	項目
義務	障がい児通所支援及び障がい児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
義務	各年度における区域ごとの指定通所支援又は指定障がい児相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
努力義務	指定通所支援又は指定障がい児相談支援の見込量の確保方策
努力義務	医療機関、教育機関等の関係機関との連携
その他 (一部)	計画は障がい児の数、その障がいの状況を勘案すること(義務)
	計画を作成する場合、障がい児の心身の状況等を把握した上で作成すること(努力義務)
	他の計画と調和が保たれること(義務)

資料: 社会保障審議会第 83 回障害者部会資料(参考資料 2)より作成

また、障がい児福祉計画は、基本指針において、発達支援の必要有無にかかわらず児童が共に成長できるよう、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、障がい児福祉計画の作成に関する基本的事項として、発達支援を必要とする児童の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備が盛り込まれています。



【障がい福祉施策と子ども・子育て支援新制度の連携】

項目	障がい福祉施策	子ども・子育て支援新制度
障がい児の保育所等の受け入れ促進	<ul style="list-style-type: none"> ○保育所等訪問支援（訪問支援を実施することにより、保育所等の安定した利用を促進） ○保育所等との連携強化のための障がい報酬加算（児童発達支援事業所等が保育所等と連携して、個別支援計画の作成等を行った場合に加算） 	<ul style="list-style-type: none"> ○利用手続きにおける障がい児への配慮（障がい児保育を実施している保育所についての枠を優先的に割り当てる。） ○療養支援加算【認定こども園・幼稚園・保育所】（主任保育士専任加算の対象施設において、主任保育士を補助する者を配置し、子どもの療育支援に取り組む場合に加算） ○障がい児保育加算【地域型保育事業】（公定価格において、障がい児数に応じた職員加配（2：1配置）の加算） ○放課後児童クラブにおける職員加配加算（従来の加配職員1名に加え、3名以上の障がい児を受け入れた場合に、更に1名加配加算） ○その他（一時預かり事業、延長保育事業において、障がい児等の利用を想定した「訪問型」を実施）
「気づき」の段階からの支援	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい児等療育支援事業・巡回支援専門員整備（専門家が自宅又は保育所等を巡回し、障がいの早期発見・早期対応のための助言等を実施） 	<ul style="list-style-type: none"> ○利用者支援事業・地域子育て支援拠点事業（個別の家庭のニーズを把握し、適切な施設・事業等を円滑に利用できるよう支援等）
相互の計画の整合性・調査	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい児福祉計画（障がい児の子ども・子育て支援等の利用ニーズを把握し、そのニーズを満たせる定量的な目標を設定。この定量的な目標を踏まえ、子ども・子育て支援等における受け入れの体制整備を行う。） 	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村子ども・子育て支援事業計画（障がい児等の人数等の状況、施設・事業の受け入れについて把握、必要な調整を行った上で、教育・保育の提供体制について記載）

資料：国の事務連絡「障害児支援における子ども・子育て支援新制度と障害福祉施策の連携について」

■障がい福祉計画と障がい児福祉計画との関係

